

第1号通所事業「通所型短時間サービス」をお考えの方へ

第1号通所事業の事業者としての指定を受けるにあたっては、東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱において、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるにあたっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

ついては、**事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していない場合、再協議となる場合があります。)**

1 協議に必要な書類

- (1) 通所型短時間サービス事業計画・企画書（協議様式1-2、2-2）
- (2) 通所型短時間サービス施設整備チェックリスト（協議様式3-2）
- (3) 開発許可担当課及び建築確認担当課との協議記録（協議様式4）
- (4) 消防署との協議記録（協議様式5）
- (5) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子が見えるもの）
- (7) 現況の写真（紙台紙に糊で貼ってください）
- (8) 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- (9) 建物の賃貸借契約書（案）の写し

※土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

※事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約

↓介護事業者課（06-4309-3013）までご連絡いただき、予約を取ってください。

②事前協議（必ず工事着工前に）

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り（原則、事業開始前々月15日となります）

↓

⑤介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月21日～前月10日の期間）

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑥現地調査（原則、事業開始前月11日～15日の期間）

↓

⑦指定・研修（20日頃）

↓

⑧事業開始（1日）

2 事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、「東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行）」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

3 事業（サービス）の概要

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に伴い、要支援者又は事業対象者は、指定事業者による第1号通所事業である通所型介護予防サービス事業所または通所型短時間サービス事業所を利用していただくことになりました。

通所型短時間サービスとは、総合事業において新たに創設された第1号通所事業で、在宅の要支援者又は事業対象者に事業所に通ってもらい、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、短時間で必要な機能訓練を中心としたサービスを行うものです。

4 施設の類型

通所型短時間サービス

要支援者（要支援1・2）又は事業対象者を対象にした第1号通所事業

5 申請時の留意事項

○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。改修の場合は、事前協議までに必ず協議し、その結果を「協議様式5 消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。

また、申請前には、所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります。

そして、申請時に提出する「**防火対象物使用開始届**」においては、所轄消防署の【**届出済印**】の押印と【**検査済証**】の提出がなければ、申請受付ができません。

なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。

○「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請前に**建築基準法7条5項による検査済証**の添付が必要です。

改修の場合は、**事前協議までに必ず、事業所設置場所の都市計画法上の区域（市街化区域○r市街化調整区域）及び用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、開発許可担当課及び建築確認担当課（建築主事）と相談し、都市計画法上の区域及び建築基準法の手続きに関する協議結果を「協議様式4 開発許可担当課及び建築確認担当課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して事前協議に持参してください。**なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

6 その他の配慮事項

①日光（採光）、通風（適温保持）の確保

要介護者等が利用するに相応しい環境（バリアフリー）の確保

②建築基準法その他の法令等の遵守

（建物の設置場所が都市計画法上の市街化区域内であり、建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも合致すること）

*新築の場合、建築基準法適合・建築確認申請の**検査済証**（工事完了検査後に交付される）が必要

*改修の場合、建築基準法上の手続き（**用途変更等**）を確認し、手続きが必要な場合は、申請

までに手続きの完了が必要

*新築・改修いずれの場合も、建物の設置場所が都市計画法上の**市街化区域であることが必要**
(市街化調整区域内では原則として通所型短時間サービスを行うことは出来ません。)

*消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届書(所轄消防署において交付される)が必要

③段差の解消、スロープの設置など高齢者の安全、利便に配慮した構造とし車椅子の利用が可能なものとする

④便所については利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出し(ナースコールなど)を設置すること。

⑤設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については、原則申請法人所有物件。ただし、所有権以外による場合は、通所介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得(例えば賃貸借契約の締結)が行われていることが確認できるものに限る。

人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する者1名
従事者	なし	・通所型短時間サービスの単位ごとに、介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は(その人数-15)を15で割った数+1以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	・1名以上
※サービス提供時間においては、上記の3職種のうちで従事者を含む2名以上が従事するものとする。		

【注】

「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

設備に関する基準

設備		内容
機能訓練室		<ul style="list-style-type: none"> ・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可
相談室		<ul style="list-style-type: none"> ・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
事務室		
その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（複数設置で、車いす用便所とすることが望ましい） ・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
<p>※設備については、専ら指定通所型短時間サービスの事業の用に供するものでなければならない</p>		

通所型短時間サービス開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
建物の確保	<p>○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、市町村の考え方、近隣環境（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合があります。）</p> <p>○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》</p>
収支算定	<p>○建物（設備）に要する費用 建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》、設備取得コスト 《賃借の場合は保証金等についても考慮》</p> <p>○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済</p> <p>○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬、利用者負担</p>
資金確保	<p>○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費）</p> <p>○運転資金 少なくとも運営経費の3ヶ月分（介護報酬の請求支払いのタイムラグ）</p> <p>■自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。</p>
人材確保	<p>○要資格者の確保 管理者、機能訓練指導員、介護職員</p> <p>○その他従業者の確保</p>
事業運営主体	<p>○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能</p> <p>○法人事業への当該事業の位置づけ 定款等の事業目的に当該事業が記載されていること（許認可、変更登記等の手続発生） 記載例：介護保険法による第1号通所事業</p>

建物に関する留意事項

- 建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。
- 新築は、申請法人所有、賃借を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。
- 改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、建築確認担当課の建築主事と事前に相談してください。その結果を「協議様式4 建築確認担当課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
- 「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、所轄消防署と事前に相談し、受理、検査が確認できるものであること。
改修の場合は、事前相談の結果を「協議様式5 消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。